

## 韓国特許制度の概説

国際第3委員会\*

**抄録** 最近の韓国経済は、半導体などの電子産業、IT産業を中心にめざましい発展を遂げており、日本企業との取引も活発である。一方、米国、欧州、アジア各国においては、日本企業と韓国企業の競争が激しくなっている。これに伴い、日本企業が韓国において特許権を取得することにより、自社技術を保護するのみならず、マーケットでの優位性を確保することがますます重要となっている。

そこで、本稿では韓国の特許業務に携わり始めた方にもご理解いただきやすいように、韓国と日本の相違点を中心にQ&A方式で韓国特許制度の概要を纏めた。初めて韓国特許制度に接する方に参考にしていただき、韓国特許制度の概略を把握していただければ幸いである。

### 目次

1. 制度概要
2. 特許出願
3. 特許権
4. おわりに

### 1. 制度概要

**Q 1** 韓国における特許制度とはどのようなものですか？

**A 1** 韓国の特許制度は1908年に公布された韓国特許令に始まるといわれていて、約100年の歴史があります。現在の特許制度は特許法、特許法施行令、特許法施行規則などに従って運用されています。特許法は日本特許法に類似した規定も多く、最近では2006年12月に改正されています。また、日本と同様に実用新案制度もあります。韓国の実用新案制度は、以前は日本と同様に方式審査のみで登録する制度でしたが、2006年3月の実用新案法改正により、2006年10月以降の出願については、特許と同様に実体審査を経た出願のみが登録される制度になりました。

**Q 2** 韓国の特許出願件数はどの程度でしょうか？

**A 2** 韓国における2005年の特許出願は約16万件、実用新案登録出願は約3万7千件です。ちなみに、日本における2005年の特許出願は約42万件、実用新案登録出願は約1万1千件です。

**Q 3** 職務発明制度はありますか？

**A 3** 2006年3月の改正により、特許法と実用新案法からは職務発明に関する規定は削除されましたが、これに代えて発明振興法の第8条～第14条の4に職務発明の取扱いに関する規定が設けられています。

具体的には、

職務発明について従業員が特許を受けた場合または特許を受ける権利を継承した者が特許を受けた場合に、使用者が通常実施権を有すること（発明振興法第8条第1項）、

従業員から職務発明が完成したことを文書で

\* 2006年度 The Third International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

通知された使用者は、4ヶ月以内にその発明に対する権利を継承するか否かを当該従業員に文書で通知しなければいけないこと（発明振興法第11条第1項、同法施行令第5条）。

職務発明について特許を受ける権利を使用者に継承した場合、従業員は正当な補償を受ける権利を有すること（発明振興法第13条第1項）。

職務発明に関連して紛争が発生した場合に、使用者・従業員が産業財産権紛争調停委員会に調停を申請可能であること（発明振興法第14条の3）等が規定されています。

**Q 4** 韓国で完成された発明を、他国に第一国出願することはできますか？

**A 4** 韓国内でなされた発明を、韓国に第一国出願することを義務付けた規定はありません。従って、韓国内の現地法人で完成した発明を日本などで第一国出願することも可能です。

**Q 5** コンピュータ・プログラムは特許法による保護の対象になりますか？

**A 5** 韓国特許庁が制定したコンピュータ関連発明の審査基準によれば、コンピュータ・プログラム自体は特許法による保護の対象にはなりません。他方、ソフトウェアによる情報処理をハードウェアを利用して実現する装置や方法は特許法による保護の対象となります。また、コンピュータプログラムを記録した記録媒体も特許法による保護対象とされています。

## 2. 特許出願

**Q 6** 日本企業が韓国に特許出願する場合、願書、明細書（特許請求の範囲を含む）、必要な図面、要約書以外にどのような書類が必要ですか？

**A 6** 代理権を証明する書類（委任状）が必要です（特許法施行規則第21条）。

尚、2006年12月の特許法改正により、2007年7月以降の出願については、特許請求の範囲の提出を出願日（または優先日）から1年6ヶ月間猶予されることになりました。但し、第三者から審査請求があった旨の通知を受けたときは、通知から3ヶ月以内に特許請求の範囲を提出しなければなりません。これらの期限内に特許請求の範囲が出願人から提出されない場合は、出願が取り下げられたものと擬制されます（特許法第42条第5項、第7項）。

また、出願人が審査請求する場合は、審査請求までに特許請求の範囲を提出しておく必要が有ります（特許法第59条第2項但書）。

**Q 7** 明細書の発明の詳細な説明の欄に記載が要求される事項は何ですか？

**A 7** 従来は、当業者が容易に発明を実施できる程度に、目的、構成、効果を記載することが必要でしたが、2006年12月の特許法改正により、2007年7月以降の出願については当業者が容易に発明を実施できるように産業資源部令で定める記載方式に従って記載すると改正されました（特許法第42条第3項）。この改正は、目的、構成及び効果の記載を画一的に義務付けるのではなく、産業資源部令（特許法施行規則）に従って多様な表現方式を認めることを目的としたものであると説明されており、日本特許法の平成6年改正と同様の趣旨の改正です。

**Q 8** パリ条約に基づく優先権制度または国内優先権制度はありますか？

**A 8** 外国または国内の基礎出願から12ヶ月以内なら優先権主張ができます（特許法第54条、第55条）。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

**Q 9** パリ条約に基づき優先権を出張する場合、優先権証明書及びその翻訳文の提出義務はありますか？

**A 9** 優先権証明書については原則として提出が必要ですが、韓国特許庁との間で証明書を電磁的媒体で交換できる国家として特許庁長が告示した国家（日本を含む）が発行する優先権証明書については提出が免除されており、これにより日本出願を優先権の基礎出願とする場合は、優先権証明書の提出は不要です（特許法第54条第4項、特許法施行規則第25条第1項）。

また、優先権証明書の翻訳文については、従来は原則として全ての出願について提出が必要でしたが、2006年1月以降に提出期限を迎える出願については原則として翻訳文の提出の必要は無く、特許庁長または特許審判院長から提出を命じられた場合にのみ必要となりました（特許法施行規則第25条第3項）。

**Q 10** 実用新案登録出願は審査されますか？

**A 10** 日本が実用新案登録出願について審査主義から方式審査のみで登録する制度に改めたのとほぼ同時期に、韓国も実用新案登録出願について審査主義から方式審査のみで登録する制度に改正されました。しかし、上述の通り、2006年3月の実用新案法改正により、2006年10月以降の出願については、特許と同様に実体審査を経た出願のみが登録される制度が復活しました（実用新案法第12条等）。

**Q 11** 特許出願と実用新案登録出願とを併願（二重出願）することはできますか？

**A 11** 従来は、同一発明について特許出願と実用新案登録出願を共にすることができましたが、2006年3月の特許法・実用新案法改正により、2006年10月以降は二重出願の制

度は廃止され、これに代えて、出願変更制度が復活しました（特許法第53条、実用新案法第10条）。

**Q 12** 韓国語以外の言語を用いて、特許出願することはできますか？ 例えば、日本語で韓国に直接特許出願することはできますか？

**A 12** できません。日本では日本語及び英語で特許出願することができますが、韓国ではこのような制度がありません。

**Q 13** 韓国特許出願するために日本語明細書や英語明細書を韓国語明細書に翻訳した場合、誤訳が発生する場合がありますがその対応策はありますか？

**A 13** 誤訳の問題は、韓国に限らず日本語から外国語へ翻訳する際に発生しますが、日本語と韓国語は文法構造が類似しているため、日本語明細書を韓国語に翻訳する場合は、誤訳の発生頻度は少ないといわれています。しかし、それでも、訳漏れや、数値の記載ミスなどのケアレスミスや、カタカナ用語や日本語の最新技術用語を翻訳者が理解していないことに起因する誤訳は、韓国語を理解して翻訳をチェックできる日本人が少ないためにクローズアップされています。

対策としては、以下のようなものが考えられます。

#### (1) PCT出願

PCT出願の場合、明細書の韓国語翻訳文は優先日から31ヶ月以内に提出すればよい（特許法第201条）、通常のパリルート出願よりも長い翻訳時間を確保して翻訳文の質を高めることができます。但し、PCT出願であっても、出願後に補正が認められる範囲は翻訳文の開示範囲内に限られるため（特許法第208条）、PCT出願であっても出願後に誤訳を訂正する

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ことは困難です。

**(2) 英語明細書と日本語明細書と両方を韓国代理人に送付**

韓国以外に英語圏への出願もある場合には、その英語明細書も韓国代理人（翻訳者）に送ると、翻訳者の知らないカタカナ用語や日本語の最新技術用語については英語明細書を参照することにより誤訳の発生頻度を低減することが期待できます。この場合、英語と日本語のどちらを基準にして韓国語へ翻訳するのかを明確に翻訳者に指示した方が、翻訳者の混乱を防ぐには良いようです。また、英語明細書に代えて、日本語明細書中で使用しているカタカナ用語、最新技術用語、いわゆる特許用語などの日英対訳表を翻訳者に送付することも有効といわれています。

**Q 14** 出願公開制度はありますか？

**A 14** 出願日（優先日）から18ヵ月経過後に公開されます（特許法第64条）。

**Q 15** 出願公開による補償金請求権はありますか？

**A 15** あります（特許法第65条第2項）。補償金請求権の行使は特許権付与後に行うことができます（同条第3項）。

**Q 16** 韓国出願において、新規性・進歩性の判断基準はどのようなものですか？

**A 16** 以下に該当する発明は、新規性があります（特許法第29条第1項）。

(1) 出願日以前に、国内外で公知でなく、公然実施されていないこと。尚、2006年9月以前の出願については国内の公知及び公然実施が新規性阻却事由となっていました。2006年3月の特許法改正により、いわゆる絶対新規性が採用されました。

(2) 出願日以前に、国内外の刊行物あるいは大統領令で定める電気通信回線を通じて公衆に利用可能となっていないこと。尚、大統領令で定める電気通信回線とは、国内外の政府、地方自治体、国際機関、国公立大学、国公立研究機関及び特許庁長が指定した特許情報関連法人の運営するインターネットサイトを指し（特許法施行令第1条の2）、一般企業や個人が運営するサイトは含まれないので注意が必要です。

また、上記(1)または(2)に規定された公知技術から当業者が容易に発明することができた発明は進歩性が否定されます（特許法第29条第2項）。

さらに、日本特許法第29条の2（拡大された範囲の先願）と同様の規定も存在します（特許法第29条第3項）。

**Q 17** 新規性喪失の例外適用規定はありますか？

**A 17** 特許出願前に行われた出願人によるすべての自発的行為及び出願人の意に反して公知となった発明について、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます（特許法第30条）。ただし、発明が公知になった日から6ヶ月以内に出願をする必要があります。また、出願人の自発的行為で新規性を喪失した発明について新規性喪失例外の適用を受けるためには、特許出願書類にその旨を記載して出願し、証拠書類を出願日から30日以内に提出する必要があります。

**Q 18** 明細書等の補正はいつできますか？

**A 18** 新規事項を追加しないことを条件として、特許決定謄本の送達前であれば明細書及び図面を補正することができます。但し、日本と同様に以下の例外があることに注意が必要です（特許法第47条）。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

① 拒絶理由通知を受けた場合は、その応答期間内にのみ補正可能。

② 拒絶決定不服審判を請求する場合は、審判請求日から30日以内に限り補正可能。

尚、韓国の拒絶理由通知には、日本と同様に最初の拒絶理由通知と最後の拒絶理由通知があり、最後の拒絶理由通知の応答期間内に行う補正と拒絶決定不服審判請求から30日以内に行う補正にあっては、特許請求範囲の限縮、誤記の訂正などに限定される点でも日本の制度と類似しています。

**Q 19** 拒絶理由通知に対する応答期間や、拒絶決定に対する不服審判の請求期限は延長できますか？

**A 19** 拒絶理由通知に対する応答期間は通常、送達から2ヶ月間ですが、この指定期間は延長手数料を支払うことにより1ヶ月単位で無限に延長できます。但し、延長申請に対し審査官が次回以降の延長申請は認めない旨を指摘した場合はこの限りではありません。

拒絶決定に対する不服審判請求期間は決定謄本の送達から30日間ですが(特許法132条の3)、この期限は1回に限り2ヶ月間延長することが認められています(特許法第15条)。

**Q 20** 韓国特許庁において面接審査はできますか？

**A 20** 特許出願の審査手続における審査官との面接は、審査請求後で特許決定前であれば、原則的には制限されておらず、面接は審査官及び出願人の双方から必要に応じて要請することができます。面接は外国人(日本人)でも可能です。但し、実務的には言語の問題等により、代理人又は通訳者が同行することが望ましいとされています。

**Q 21** 審査請求制度を採用していますか？また、採用している場合、審査請求期間は出願から何年ですか？

**A 21** 韓国の特許出願については審査請求制度が採用されています。何人も審査請求することができ、審査請求期間は、出願日から5年間です(特許法第59条)。審査は原則として審査請求の順に行われます(特許法施行規則第38条)。この他、韓国にも優先審査の制度があります(特許法第61条)。

**Q 22** 韓国における優先審査制度とはどのようなものですか？

**A 22** 優先審査制度は優先審査を申請し、一定の要件を満たしている場合、審査の請求順に関係なく優先して審査する制度です。優先審査を受けることができる対象は、次の二つの場合があります(特許法第61条)。

1) 出願公開後、第三者が、業として特許出願された発明を実施しているものと認められる出願。(出願公開が必要です。)

2) 大統領令で定める特許出願であって、緊急処理が必要であるものと認められる出願。(出願公開は必要ありません。)

ここで、大統領令で定める特許出願には、「韓国で自己実施又は自己実施を準備中である発明の特許出願」や「日本に最初に出願し、その後同一の発明を韓国に出願した特許出願」などが含まれます。

また、優先審査の申請人は、優先審査申請書に優先審査申請説明書と優先審査の申請に関する証拠書類を添付する必要があります。

優先審査の請求があると、審査官は、15日以内に優先審査の要否を決定し、優先審査をすることに決定した出願に対しては、2月以内に審査に着手しなければなりません。

通常、優先審査申請書に特別な瑕疵がなく、且つ拒絶理由の通知がない場合であれば、優先

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

審査の請求から約5ヶ月後には特許権を取得することができます。

**Q 23** 特許出願を実用新案登録出願に変更するような出願変更制度はありますか？

**A 23** 上述の通り、2006年3月の特許法・実用新案法改正により、2006年10月以降は二重出願制度に代えて、出願変更制度が復活しました（特許法第53条、実用新案法第10条）。

**Q 24** 出願の分割はできますか？

**A 24** 前述した明細書等を補正できる期間内であれば可能です（特許法第52条）。分割出願は原出願の出願日に出願したものと看做され、原出願が優先権主張をしている場合、その優先権を分割出願においても主張することが可能です。

尚、分割出願が原出願の開示範囲を超える場合は、拒絶理由に該当します（特許法第62条第6号）

**Q 25** 審査請求の際に公知文献を提出する必要はありますか？

**A 25** 韓国では出願人に開示義務は課せられていません。

**Q 26** 複数項を引用した従属クレームを作成できますか？また、複数項を引用した従属クレームを含む複数の請求項を更に引用する従属クレームを作成できますか？

**A 26** 韓国では複数項を引用した従属クレームを作成することはできますが、複数項を引用した従属クレームを含む複数の請求項を更に引用する従属クレームを作成することはできません（特許法施行令第5条第6項）。

**Q 27** 情報提供制度はありますか？

**A 27** あります。何人も特許庁に係属している特許出願に対して、その特許出願が拒絶理由に該当し、特許されることができない旨の情報を証拠と共に特許庁長に提出することができます（特許法第64条の2）。

**Q 28** 異議申立制度及び無効審判制度はありますか？

**A 28** 韓国には異議申立制度と無効審判制度の双方がありましたが、2006年3月の特許法改正により両制度が新無効審判制度に一本化され、従来の異議申立制度は2007年7月以降に登録された特許から廃止されます。新無効審判制度は2006年10月以降に登録された特許に対して適用され、登録公告後3ヶ月までは何人でも無効審判を請求できますが、それ以降は利害関係人と審査官に限り無効審判を請求できます（特許法第133条）。

### 3. 特許権

**Q 29** 特許権が侵害された場合、権利者が取りうる法的措置には、どのようなものがありますか？

**A 29** 侵害行為の差止め、損害賠償などを求めて裁判所に民事訴訟を提起することができます（特許法第126条、第128条）。

この他、故意に特許権を侵害した者については刑事告訴することも可能です（特許法第225条）。

また、行政的な紛争解決手段としては、特許庁が運営する産業財産権紛争調停委員会に対する調停の申請（発明振興法第29条の3）や、侵害品の輸出入行為については貿易委員会に対する不公正貿易行為の調査申請（不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律第5条）があります。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

また、韓国特有の制度として、特許庁に対して権利範囲確認審判を請求することもできます（特許法第135条）。この権利範囲確認審判は、現実に実施または実施の予定されている技術あるいは他の特許権が当該特許権の技術的範囲に属するか否かを特許庁審判院が判断するものです。権利範囲確認審判の確定審決は、当事者の侵害行為を停止させる強制力は無く、裁判所の判断を拘束するものでも無いなどの点で日本の判定制度に類似しますが、審決に対して取消訴訟を提起できる点や、確定審決の結論に反する判断を裁判所が下した事例が実質上これまで存在しないこと等から、韓国では頻繁に利用されている制度です。

**Q 30** 裁判所の構成と審級はどうなっていますか？

**A 30** 韓国の裁判所は、日本の最高裁判所に相当する大法院、高等裁判所に相当する高等法院、地方裁判所に相当する地方法院などから構成されます。この他、専ら憲法判断を行う憲法裁判所、特許庁審判院の審決に対する不服訴訟を管轄する高等法院級の特許法院などがあります。

特許紛争の民事裁判は、原則として地方法院が第一審、高等法院が第二審、大法院が第三審を管轄する三審制です。

尚、審決取消訴訟は、特許法院が第一審、大法院が第二審を管轄する二審制です。

**Q 31** 特許侵害に関する民事訴訟に時効はありますか？

**A 31** 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者またはその法定代理人が侵害事実及び侵害者を知ってから3年、不法行為から10年経過すると消滅します（民法第766条）。

また、不当利得返還請求権については、不当利得が発生してから10年が経過すると時効が成

立します（民法第162条）。

**Q 32** 間接侵害はありますか？

**A 32** 特許が物の発明である場合には、その物の生産にのみ使用する物を生産、譲渡、貸し渡し若しくは輸入し、またはその物の譲渡若しくは貸し渡しの申出を業として行う行為を、特許が方法の発明である場合には、その方法の実施にのみ使用する物を生産、譲渡、貸し渡し若しくは輸入し、またはその物の譲渡若しくは貸し渡しの申出を業として行う行為を、特許権または専用実施権を侵害する行為と看做すと規定しています（特許法第127条）。

**Q 33** 均等論や包袋禁反言の法理はありますか？

**A 33** 大法院や特許法院の判決例では、共に認められています。

例えば均等論については、以下の5要件をすべて満たす場合に均等論の主張を認めることが一般的です。

- (1) 特許発明とイ号の課題解決原理が同一
- (2) 特許発明とイ号が実質的に同一な目的・作用効果を達成
- (3) 構成要素の置換が当業者に容易に着想できる程度に明白
- (4) 出願時にイ号が公知技術ないし公知技術から容易に発明可能ではない
- (5) 置換された構成要素が出願の審査過程で意図的に除外されたものではない

この判断基準は日本のボールスプライン事件で示された判断基準と比較して、「置換された構成要素が本質的な部分ではない」ことを要件としていないことを除けばほぼ同一です。

**Q 34** 特許侵害訴訟の中で特許の有効性を争うことはできますか？

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

**A 34** 権利の有効性の判断は行政機関である特許庁審判院の専管事項であり（特許法第133条）、裁判所が民事訴訟の中でこれを判断することは原則としてありません。

但し、発明の新規性欠如については、当事者から主張・抗弁があれば裁判所はこれを判断し、主張・抗弁が正当である場合には権利濫用の法理により権利行使を認めないのが一般的です。これに対し、進歩性欠如については、裁判所が権利濫用の法理により権利行使を認めなかった事例は少ないようです。

#### 4. おわりに

本論文は当協会の会誌広報委員会からの「初めて韓国特許制度に接する方に向けたQ&A形式の論文を作成して欲しい。」との要望に答えて作成したものであり、同様の経緯から作成した知財管理誌Vol. 56 No.4 2006の「中国特許制度の紹介」の姉妹編に相当する。

本論文の作成にあたっては当協会の国際第3委員会に所属し、実際に韓国特許出願又は韓国特許権に関する業務に携わっているメンバーが韓国特許制度に初めて接したときに疑問に思った事項を中心に抽出し、日本の特許制度と比較する形でQ&A形式に纏めた。

本論文を初めて韓国特許制度に接する方の参考にしていただき、韓国特許制度の概略を把握する一助としていただければ幸いです。

更に、韓国特許制度の詳細について関心をもたれた方は、韓国特許制度関連の各種文献（例えば、当協会発行資料第318号「アジア諸国における特許権行使上の留意点」、第320号「中国・韓国・台湾調査団報告」、第323号「韓国における特許権取得上の留意点」、第332号「アジア・オセアニア諸国での特許取得上の留意点（改訂版）」等）を参考にしていただければ幸いです。

（原稿受領日 2007年1月29日）